

総合操作盤の消防支援に係る技術基準

(目的)

第1条 この基準は、R型（GR型）受信機に接続するCRT式等総合操作盤の緊急時の消防隊活動時における表示・操作性を改善することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 社団法人日本火災報知機工業会（以下「工業会」という。）会員各社が製造する総合操作盤に適用する。

(用語の意義)

第3条 この基準における用語の意義は、次に定めるところによる。

- (1) CRT式等とはCRT、液晶、プラズマ等の表示方式により画面表示を行うディスプレイ装置をいう。
- (2) 火災表示とは感知器、発信機等が火災発報した旨の表示をいう。
- (3) 消防支援スイッチとは消防隊の消防活動を支援するスイッチをいう。

(消防支援スイッチの機能)

第4条 消防支援スイッチの表示・操作及び機能は、次に定めるところによる。

- (1) 消防支援スイッチは、総合操作盤の画面内に常時表示し、容易に操作することができること。
- (2) 消防支援スイッチには消防章マーク（黄色）を入れ、黒文字で「消防支援」とすること。
- (3) 火災表示時には、消防支援スイッチの地色がオレンジ色に変化し点灯するものとする。
- (4) 消防支援スイッチが押された場合、次のスイッチを上から順に表示すること。
 - ・「連動停止状態」または「連動遮断状態」
 - ・「消火ポンプ運転状態」
 - ・「排煙機運転状態」
 - ・（予備）

当該設備が設置されていない場合は、当該スイッチ（予備含む）を表示しないものとする。

- (5) 「連動停止（遮断）状態」スイッチが押された場合、各設備への連動状態が確認でき、連動停止（遮断）の解除操作ができること。
- (6) 「消火ポンプ運転状態」スイッチが押された場合、消火ポンプの運転状態表示ができること。
- (7) 消防活動時に使用する自動で起動しない消火ポンプ（連結送水管ブースターポンプ、消防用水ポンプ等）については、遠隔起動の操作ができることとし、誤操作を防止するための措置が講じられていること。
- (8) その他の消火ポンプについても遠隔起動スイッチを設ける場合は、誤操作を防止するための措置が講じられていること。
- (9) 「排煙機運転状態」スイッチが押された場合、排煙機の運転状態が確認できること。
なお、遠隔起動・停止スイッチを設ける場合は、誤操作を防止するための措置が講じられていること。

(10) 画面イメージについては「資料1」に示す。

なお、「資料1」の第1画面については極力イメージに近づけること。

(11) 第2画面以降の画面内スイッチ名称、動作仕様、イメージ等については規定しない。

(各社、通常画面の仕様と異なることでの混乱を避けるため統一しない)

(12) 特殊なシステム(複数受信機設置の場合等)においては、選択画面等を追加することができる。

(盤名称銘板の表示仕様)

第5条 総合操作盤を自立盤で構成する場合には、盤名称は次に定めるところによることとし、白地に赤文字(文字高さ20mm以上)の盤名称銘板を取り付けること。ただし、操作卓形式のものについてはこの限りではない。

なお原則として、混在して1つの盤に収納する場合は、次に定める順に優先して表記すること。

- | | |
|----------------------|-----------|
| ① 総合操作盤のCRT等を収納している盤 | → 「防災表示盤」 |
| ② 火災受信機を収納している盤 | → 「火災受信盤」 |
| ③ 非常電話操作部を収納している盤 | → 「非常電話盤」 |
| ④ 非常放送操作部を収納している盤 | → 「非常放送盤」 |

(注1) その他の盤名称については適宜決定し、上記以外の盤名称銘板については原則赤文字とはしないこと。

(注2) ①～④の盤において表示・操作部と制御部が分離している場合、表示・操作部を収納していない盤には上記名称は使用しないこと。

(総合操作盤の配置)

第6条 総合操作盤を自立盤で構成する場合には、表示・操作性を考慮して、まとめて配置することを原則とし、次に定める盤を左から順に配置すること。

- ① 非常電話盤
 - ② 火災受信盤
 - ③ 防災表示盤
 - ④ 非常放送盤
- 〈推奨例:「資料2」を参照〉

上記以外に総合操作盤を構成する盤がある場合は、上記の近傍に配置するものとする。

(情報の開示)

第7条 工業会は本基準を開示する。

(基準の改廃)

第8条 この基準の改正又は廃止は、システム企画委員会で検討し理事会に報告する。

付 則

1. この基準は、平成21年12月1日から適用する。ただし、第4条に関しては2年の猶予期間を目途に実施に努めるものとする。
2. 既設または現在施工中の総合操作盤への適用はこの限りではない。
3. 本基準は推奨基準であり、特に指定のある場合はこの限りではない。
4. 会員各社は本基準の趣旨を尊重し、普及に努めることとする。

付則

この基準は、平成22年4月1日から適用する。

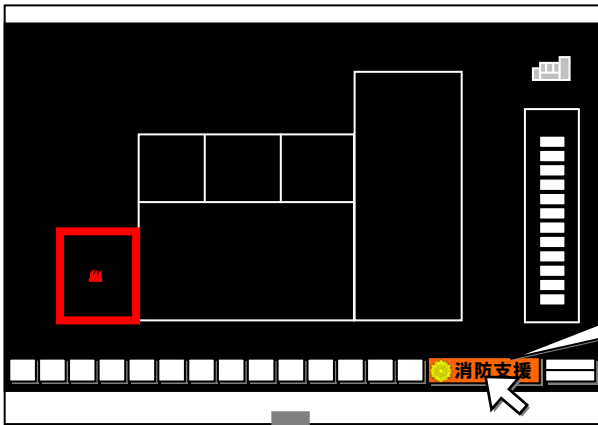
【解説】

(経 緯)

総合操作盤の構造、機能にあつては「総合操作盤の基準を定める件」(平成16年消防庁告示7号)によって定められているが、設備の特性上、大型、複雑化した建物を対象としたものであり、複数のシステムの集合体であること、最近のコンピュータ技術を元に開発された発展途上のシステムであること等から建物ごと、製造会社ごとに独自に開発されており、高機能な設備である反面、取扱いに高度な専門知識、習熟を求めるものとなっている。

今回、消防機関より消防隊の緊急時の対応について、現場でのわかりやすさと各社間の共通化要望が寄せられたことを機に、消防庁予防課より助言を頂き、緊急時に消防隊が確認する部分を重点に機能の追加と共通化について検討を行い、全国消防長会をとおして、機能の共通化の趣旨について全国の消防機関に説明を行い基準化したものである。

【消防支援スイッチ イメージ (例)】



【専用スイッチ】
・火災時のみオレンジ色に変化
・消防章マーク

A close-up of the '消防支援' button. It is orange and has a fire hydrant icon. The text '消防支援' is written in black on the orange background.

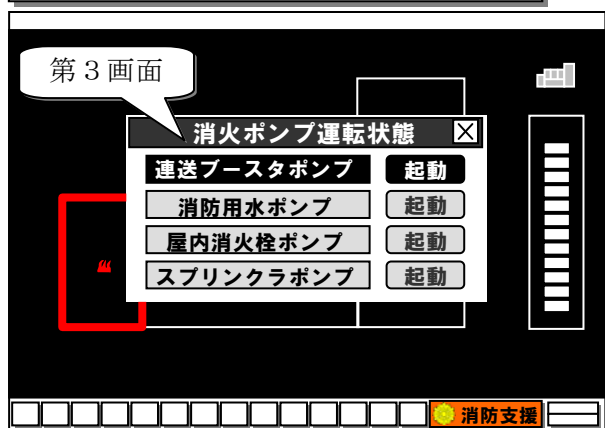
消防支援のメニュー表示 <第1画面>



連動状態 (連動・非連動) の状況表示



消火動力 (ポンプ等) の運転状況表示



排煙動力 (排煙機) の運転状況表示



【総合操作盤の配置との表示仕様（例）】

